

# 公益社団法人日本パークゴルフ協会加盟団体規約の準則に関する規程

(平成23年2月24日制定)

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）定款第8条第2項に規定する連合団体及び市区町村パークゴルフ団体の設置に関する規約の準則を定めることを目的とする。

(準則)

**第2条** この規程に基づく準則は、連合団体にあつては別紙1、市区町村パークゴルフ団体にあつては別紙2のとおりとする。

(準則準拠)

**第3条** 連合団体及び市区町村パークゴルフ団体は、当該団体の設置にあつては、この準則を参考にし規約を定めるよう努めなければならない。

(改廃)

**第4条** この規程の改廃は、理事会の議決による。

## 附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

この規程は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成15年3月12日に制定した「国際協会加盟団体規約の準則に関する規程」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。